

## 釧路市都市計画審議会

## 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会設置要綱（案） 新旧対照表

旧	新
<p>釧路市都市計画審議会 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、釧路市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に設置することとした都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会（以下「検討専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討専門委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。</p> <p>(1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関すること。</p> <p>(2) その他、審議会の会長が指示する事項。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 検討専門委員会は、審議会の委員及び専門委員から、審議会会長が指名する者をもって組織する。</p> <p>2 検討専門委員会の委員は、7人とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 検討専門委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、審議会会長が指名する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、検討専門委員会を代表する。</p>	<p>釧路市都市計画審議会 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会設置要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、釧路市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、釧路市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に設置することとした都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討専門委員会（以下「検討専門委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討専門委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。</p> <p>(1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関すること。</p> <p>(2) その他、審議会の会長が指示する事項。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 検討専門委員会は、審議会の委員及び専門委員から、審議会会長が指名する者をもって組織する。</p> <p>2 検討専門委員会の委員は、7人とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 検討専門委員会に委員長を置く。</p> <p>2 委員長は、審議会会長が指名する。</p> <p>3 委員長は、会務を総理し、検討専門委員会を代表する。</p>

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討専門委員会は、審議会会長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討専門委員会が行った調査検討の結果は、委員長が審議会に報告する。

(庶務)

第7条 検討専門委員会の庶務は、総合政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討専門委員会は、審議会会長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討専門委員会が行った調査検討の結果は、委員長が審議会に報告する。

(庶務)

第7条 検討専門委員会の庶務は、総合政策部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 月 日から施行する。